



幸手市立東小中学校校舎増築・
既存校舎整備等基本計画

(東中学校区義務教育学校)

令和7年1月

幸手市教育委員会

目 次

1	学校施設整備の基本的な考え方	1
	(1) 小中一貫教育の効果を最大限に発揮できる学校施設づくり	1
	(2) 安全・安心な学校施設づくり	1
	(3) 児童・生徒の健康に配慮した学校施設づくり	1
	(4) 環境に配慮した学校施設づくり	1
	(5) 地域に開かれた学校施設づくり	1
2	既存施設について	2
	(1) 既存施設の概要	2
	(2) 既存施設の平面図	3
	(3) 既存部室棟及び遊具の概要	5
	(4) これまでの工事履歴	5
	(5) 既存施設の現況	6
3	児童・生徒数について	7
	(1) 令和6年度の児童・生徒数	7
	(2) 令和9年度の児童・生徒数（見込み）	7
4	増築校舎の計画について	8
	(1) 校舎位置の検討	8
	(2) 階数の検討	8
	(3) 増築校舎の部屋	8
	(4) 増築校舎の基本計画	8
	(5) 具体的な改修案について	9
	(6) 具体的な増築案について	10
	(7) 部室棟及び遊具の基本計画	12
	(8) 関係法令や設置基準について	13
	(9) 費用・契約方法について	14
5	今後のスケジュール	15
6	その他	16

1 学校施設整備の基本的な考え方

(1) 小中一貫教育の効果を最大限に発揮できる学校施設づくり

- ①小学校6年間と中学校3年間を合わせた9年間の教育課程を「4・3・2」に区分し、併せて5年生からの教科担任制導入などを見据え、現在の小学校5・6年生と中学校1年生（7年生）の教室を同一の校舎に配置します。
- ②新しい教育課程の区分に合わせた時間割を考慮し、学習環境を整備します。
- ③各学年の学習や活動に見合った少人数指導教室を整備するなど、ICT活用や個別最適化された学習に加え、学びの多様性に対応できるような環境を整備します。
- ④大型提示装置の設置、持続可能な開発目標（SDGs）に関連する教育などに対応できるスペースを整備できるようにします。

(2) 安全・安心な学校施設づくり

- ①小学校1・2年生については、昇降口から教室までの動線上に床の高さの違いによる階段などが生じないように配慮します。
- ②昇降口にスロープを設置する等、施設のバリアフリー化を図ります。
- ③災害発生時の避難などを考慮した安全な施設とします。
- ④職員室からグラウンドで活動する子どもたちの様子や校舎全体を見守ることができるなど安全管理を考慮した施設配置とします。

(3) 児童・生徒の健康に配慮した学校施設づくり

- ①施設整備に使用する素材は、触覚や嗅覚、視覚などにも配慮し、児童・生徒が健やかに成長できる環境づくりを行います。
- ②調湿性に優れ、断熱性が高く、リラクセス効果があるなど、人にやさしく心休まる素材である木材を用い、ぬくもりと潤いのある学習環境づくりを行います。

(4) 環境に配慮した学校施設づくり

- ①環境負荷を低減し、地球環境に配慮します。
- ②周辺環境への影響を最小限に抑えるとともに、建物の維持管理費用の削減や長寿命化を図るため、ライフサイクルコスト（LCC）に配慮します。
- ③内装や設備等が、将来の学習形態の多様化に容易に対応できる学校施設を整備します。

(5) 地域に開かれた学校施設づくり

- ①地域でも使用することができる多目的スペースを整備します。

2 既存施設について

(1) 既存施設の概要

幸手市立東中学校の主な施設は、昭和52年度建築の管理棟・教室棟、昭和53年度建築の屋内運動場（体育館）があり、いずれも耐震補強等により耐震性を有した施設となっています。その他、施設の概要は下表1のとおりです。校舎には建物の構造耐力上必要となる耐力壁が設置されており、大きく間取りを変更することはできません。

【配置図】

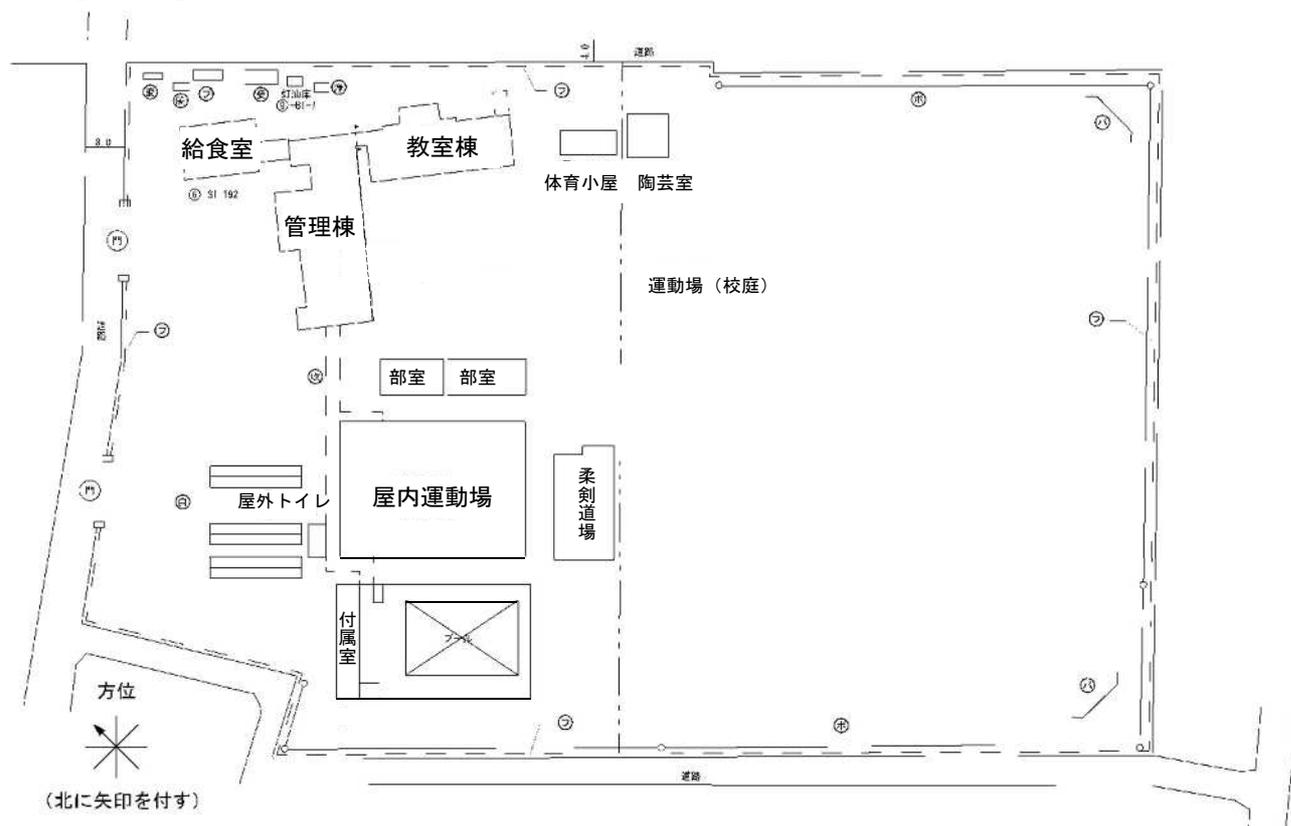
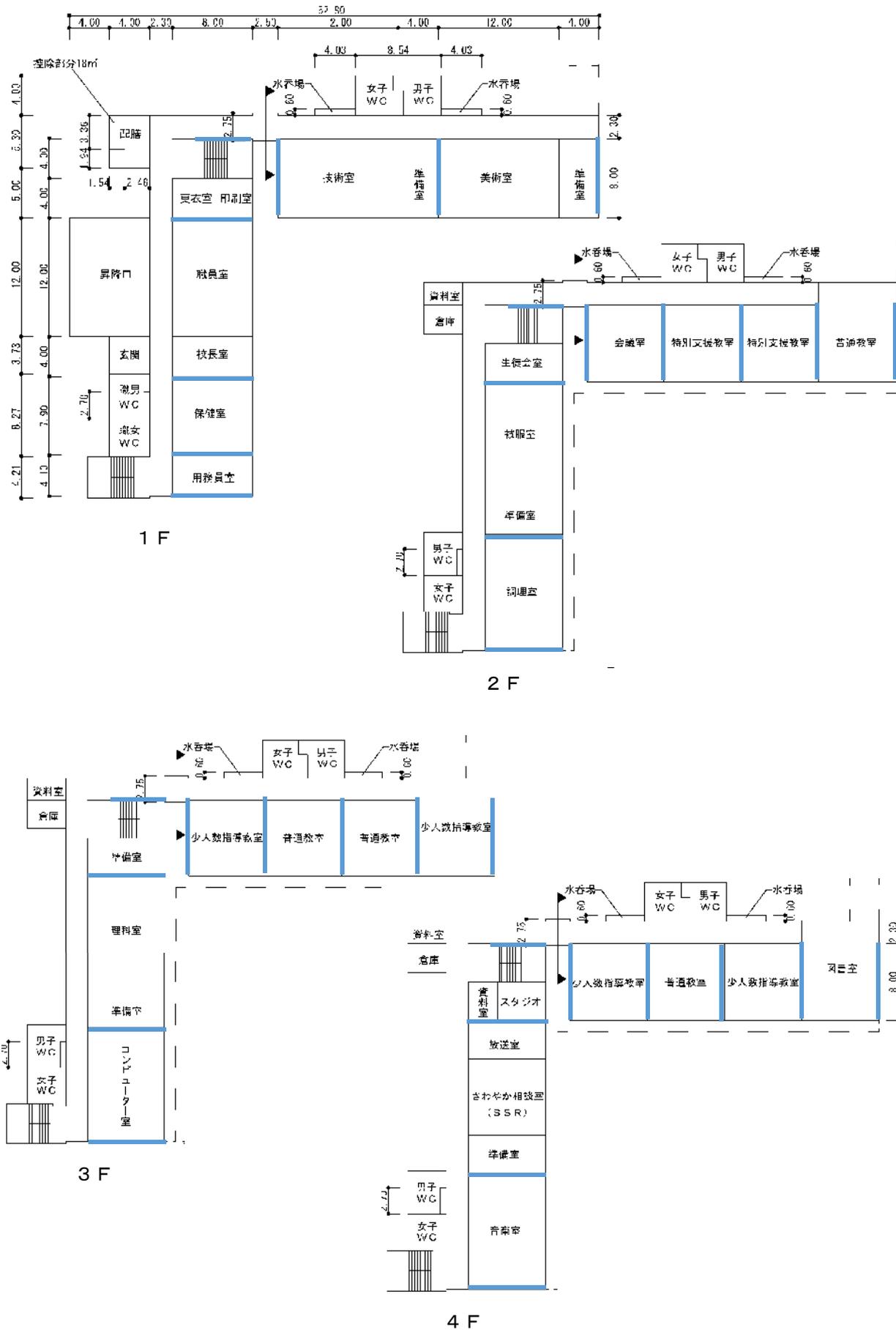


表1 既存施設の概要

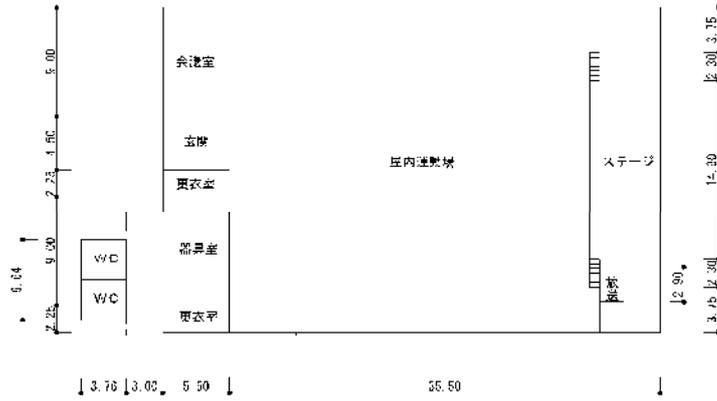
番号	名称	面積・概要
1	校地面積	29,438 m ²
2	運動場面積	14,248 m ²
3	校舎	延面積 3,544.6 m ² (建設面積 1,037 m ²)
		校長室1・職員室1・保健室1・用務員室1・会議室1・放送室1・普通教室4・特別支援教室2・図書室1・理科室1・音楽室1・美術室1・技術室1・コンピューター室1・被服室1・調理室1・多目的室4
4	屋内運動場	延面積…1,107 m ² (運動場床面積…810 m ²) プール場 (延面積…455 m ²)
5	柔剣道場	延面積…598.2 m ²
6	給食室	延面積…192.1 m ²
7	その他	体育小屋…53.8 m ² 物置…24 m ² 陶芸室 (85 m ²) 自転車置場3棟 (176 m ²) 部室棟10 (231 m ²) 体育器具庫1

(2) 既存施設の平面図

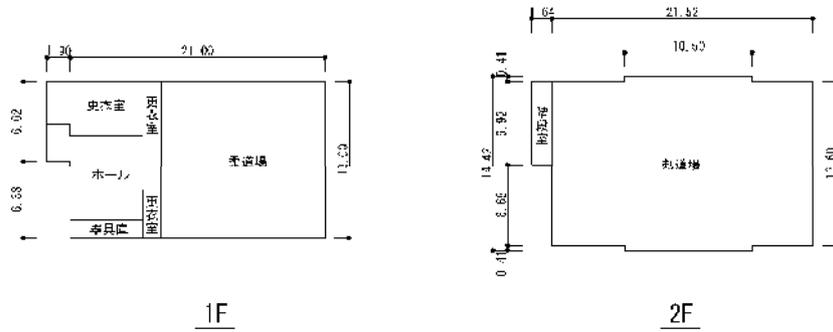
(——— 耐力壁を示す)



①屋内運動場・屋外トイレ



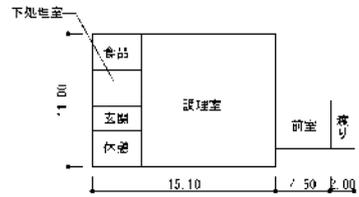
②柔剣道場



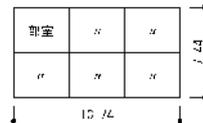
③陶芸室



④給食室



⑤部室棟



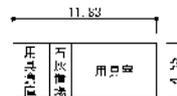
⑥プール付属室



⑦灯油庫



⑧体育小屋



(3) 既存部室棟及び遊具の概要

幸手市立東中学校の既存部室棟は、昭和55年度に建築されたものであり、約17㎡の部屋が10室あります。現在活動している陸上部（男子・女子）、卓球部（男子）、バレーボール部（女子）が部室として使用し、その他の室は体育器具等の倉庫として利用しています。

小学校の遊具については、権現堂川小学校・吉田小学校・八代小学校で設置されているものが複数ありますが、数十年が経過しています。

(東中学校区内の小学校に設置されている遊具例)

名称
ブランコ、ジャングルジム、高鉄棒、低鉄棒、はんとら棒、山型平行棒、うんてい、得点板、投的板、ロープウェイ、すべり台、シーソー、砂場、築山、鉄棒補助板

(4) これまでの工事履歴

幸手市立東中学校のこれまでの工事履歴については、下表2のとおりです。

表2 これまでの工事履歴

年度	内容
昭和52年度	校舎（管理棟、教室棟） 竣工
昭和53年度	屋内運動場 竣工
昭和55年度	教室及び陶芸室 竣工
昭和57年度	給食室 竣工
昭和60年度	柔剣道場（武道館） 竣工
平成3年度	屋内運動場塗装工事・校庭拡張工事
平成4年度	コンピューター室改造工事
平成4年度	校舎外壁補修工事
平成5年度	プール 竣工
平成9年度	さわやか相談室設置工事
平成19年度	校舎改修工事（図書室空調設備）
平成19年度	校舎耐震補強工事
平成22年度	屋内運動場耐震補強工事
平成25年度	屋内運動場非構造部材安全対策等工事
平成26年度	受変電設備改修工事
平成30年度	武道場吊り天井改修工事
平成30年度	トイレ大規模改修工事

(5) 既存施設の現況

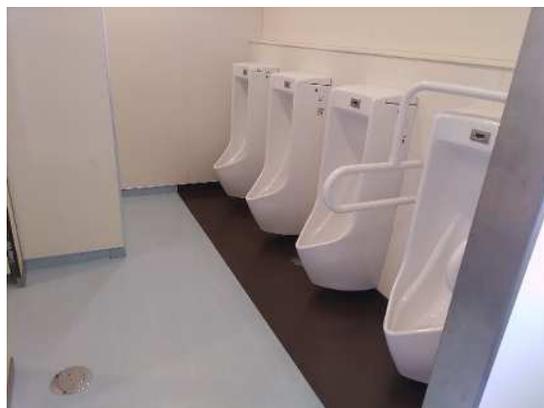
1) 教室

・普通教室及び全ての特別教室にエアコンを設置しています（リース期間：平成29年7月1日～令和12年6月30日）。



2) トイレ

・トイレ内は、バリアフリー化・乾式化しています（平成30年度改修）。



3) 職員室

・教職員の増加に対応した広さが十分には確保されていません。



4) 耐震対策

・校舎は平成19年度、体育館は平成22年度に、耐震補強工事を実施しています。



5) 給食室

・給食室は湿式となっており、空調設備などは設置されていません。



6) 内壁・天井

・壁の塗装が部分的に剥離しています。
・一部の天井に雨漏り跡が見られます。



3 児童・生徒数について

(1) 令和6年度の児童・生徒数

令和6年度における小中学校の児童・生徒数は下表3・4のとおりです。

表3 各小学校の児童数 (単位：人)

(通常学級(左欄)・右側は特別支援学級(右欄))

学年	学校名	権現堂川小学校	吉田小学校	八代小学校	計
1年		10	5	5	20
2年		6	9	8	24
3年		7	9	10	28
4年		10	9	10	31
5年		7	7	9	24
6年		11	11	16	41
合計		55	53	60	168

表4 東中学校の生徒数 (単位：人)

学年	組	1組	2組	特別支援学級	計
1年		18		1	19
2年		21	21	0	42
3年		37		6	43
合計		76	21	7	104

(令和6年5月1日学校基本調査より)

(2) 令和9年度の児童・生徒数(見込み)

令和9年度における幸手市立東小中学校(東中学校区義務教育学校)の児童・生徒数(見込み)は下表5のとおりです。

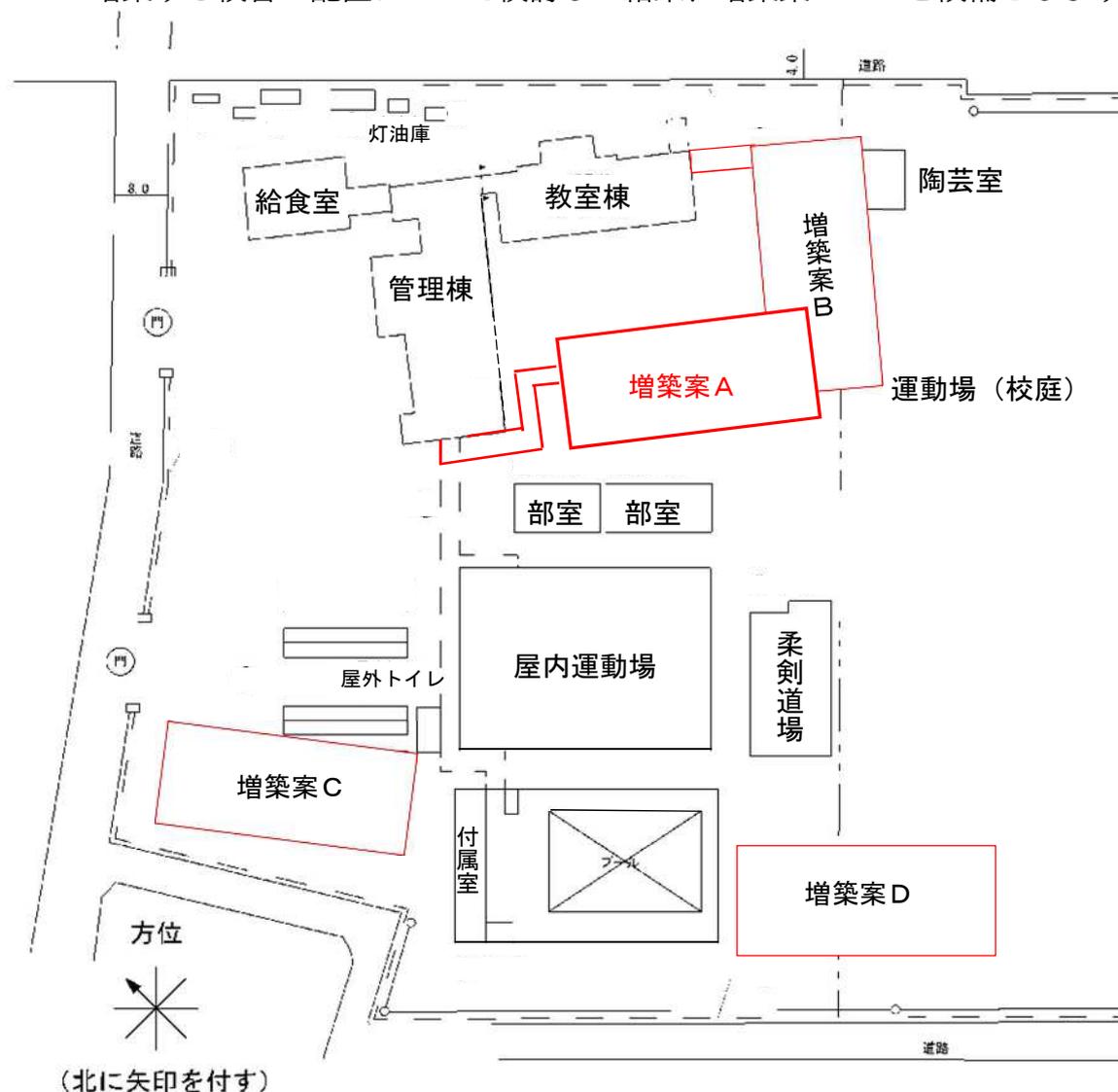
表5 義務教育学校の児童・生徒数(見込み) (単位：人)

学年	組	1組	特別支援学級		計	備考
			知的	情緒		
1年		22			22	前期課程
2年		16			16	前期課程
3年		29			29	前期課程
4年		20			20	前期課程
5年		23		1	24	前期課程
6年		26	2		28	前期課程
7年		29	2		31	後期課程
8年		23		1	24	後期課程
9年		38	3		41	後期課程
合計		226	7	2	235	
クラス数		9	2	2	13	

4 増築校舎の計画について

(1) 校舎位置の検討

増築する校舎の配置について検討した結果、増築案A～Dを候補とします。



(2) 階数の検討

増築校舎の階数を検討した結果、1階建てとします。

(3) 増築校舎の部屋

- ①小学校1・2年生の教室を配置し、低学年図書コーナーやトイレなど必要となる附属室を整備します。
- ②保健室は1～9年生に対応できる広さ・設備を整備します。
- ③多目的室は1～9年生が様々な用途で使用できるほか、地域の人々も使用することができる施設として整備します。

(4) 増築校舎の基本計画

上記(1)～(3)に加え「校舎整備への影響」、「遊具の配置」、「西側道路への動線」を比較検討した結果、増築案Aの位置で階数1階建ての校舎を整備する計画で設計を進めます。

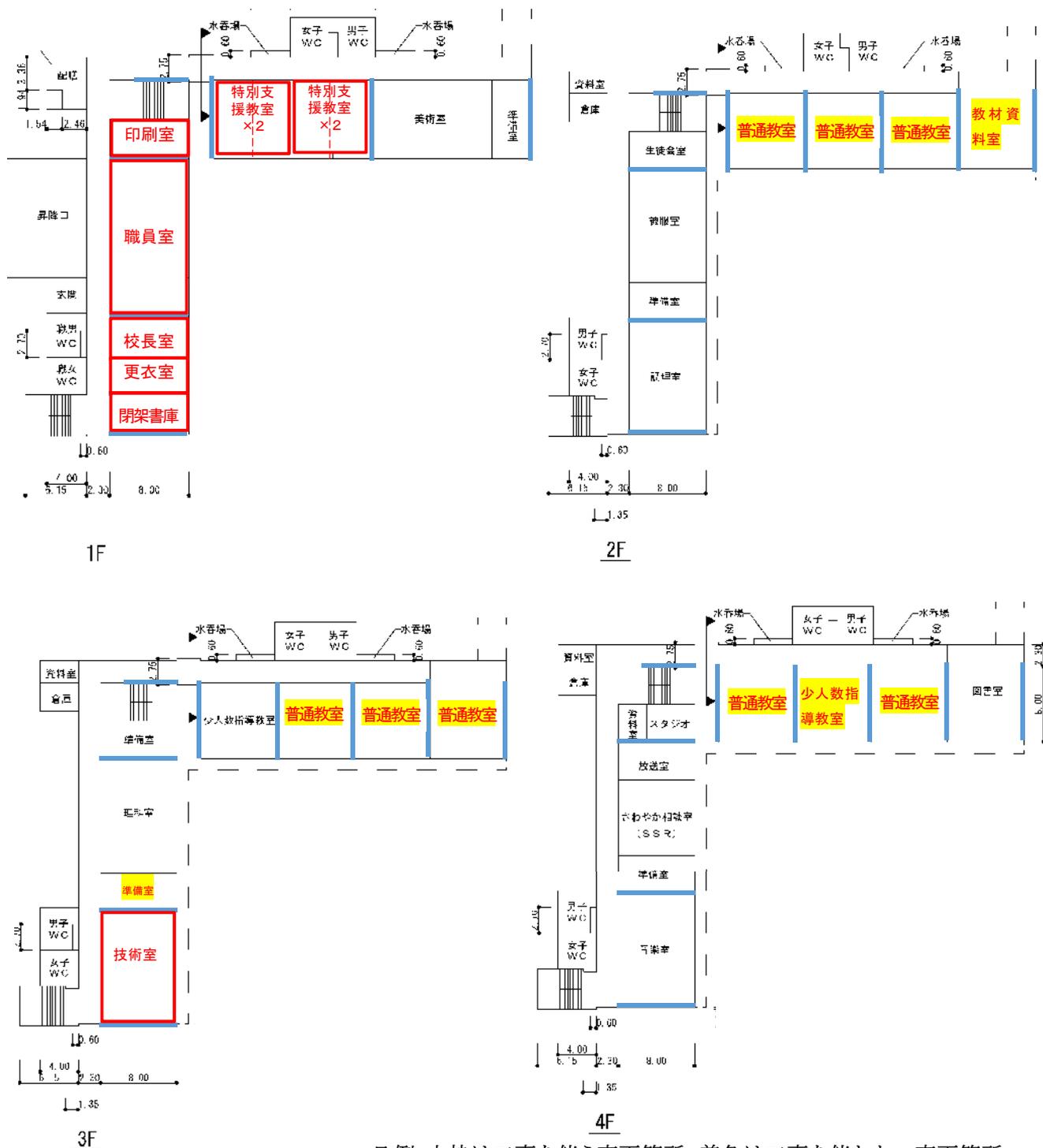
(5) 具体的な改修案について

① 既存校舎の改修案

令和9年4月1日の開校までの時間が限られており、既存校舎の大規模改修には一定の時間が必要になることから、既存教室の転用など必要最小限の改修を基本とします。

そのため、1階の職員室の増床、特別支援教室の移設などに加え、3階のコンピュータ室の転用などの改修を行います。

なお、既存校舎は、これまで大規模改修を実施していないことから、今回実施する部分以外の外周部及び内部改修は、今後、実施時期・実施内容などを検討していきます。



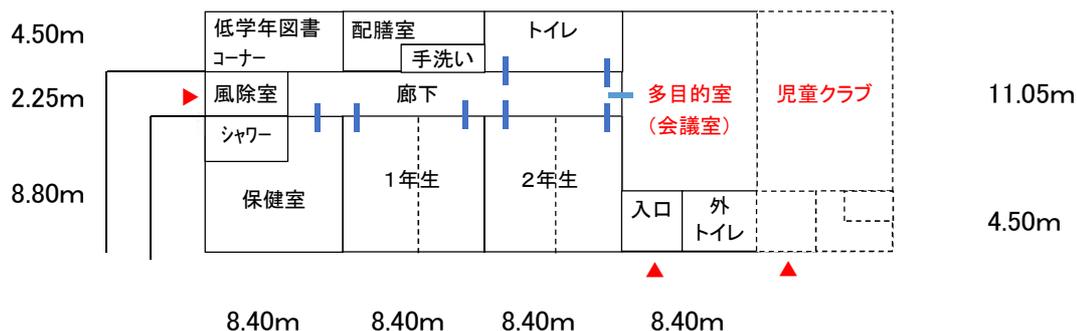
凡例：太枠は工事を伴う変更箇所、着色は工事を伴わない変更箇所

(6) 具体的な増築案について

①増築案

各教室及び職員室からの動線及び一定の広さを確保するため増築棟西側に「保健室」を設置します。また、既存校舎は中学生規格であることから「1・2年生の教室」を設置します。そのほか、児童・生徒の動線や利便性を考慮して「多目的室」や「低学年図書コーナー」などの整備を行います。

※最終的には、国庫補助金や地方債の活用などに鑑みて増築案を決定します。



番号	内容	面積
1	教室・保健室等 $8.4\text{m} \times 8.8\text{m} = 73.92 \text{ m}^2 \times 3 \text{ 室}$	221.76 m^2
2	多目的室 $8.4\text{m} \times 11.05\text{m}$	92.82 m^2
3	出入口・外トイレ $8.4\text{m} \times 4.5\text{m}$	37.80 m^2
4	トイレ $8.4\text{m} \times 4.5\text{m}$	37.80 m^2
5	配膳室・手洗い $8.4\text{m} \times 4.5\text{m}$	37.80 m^2
6	低学年図書コーナー $8.4\text{m} \times 4.5\text{m}$	37.80 m^2
7	廊下・風除室 $2.25\text{m} \times (8.4\text{m} \times 3 \text{ 室})$	56.70 m^2
	合 計	522.48 m^2

②現状と改修案との比較（令和6年度及び令和9年度見込）

名称	東中学校			備考
	R6	R9	比較	
教室等				
普通教室1～6年	0	6	+6	必須（小学校設置基準9条）
普通教室7～9年	4	3	▲1	必須（中学校設置基準9条）
特別支援室	2	4	+2	必須（小・中学校設置基準9条）
少人数指導教室	4	2	▲2	
校長室	1	1	±0	
職員室	1	1	±0	必須（小・中学校設置基準9条）
保健室	1	1	±0	必須（小・中学校設置基準9条）
用務員室	1	0	▲1	
会議室	1	1	±0	多目的室を兼ねる
放送室	1	1	±0	
図書室	1	1	±0	必須（小・中学校設置基準9条）
理科室	1	1	±0	
音楽室	1	1	±0	
美術室	1	1	±0	
技術室	1	1	±0	
コンピューター室	1	0	▲1	
被服室	1	1	±0	
調理室	1	1	±0	
多目的室	0	1	+1	会議室を兼ねる
さわやか相談室	1	1	±0	SSRを含む
合計	25	29	+4	
運動場・体育館	1	1	±0	必須（小・中学校設置基準10条）
合計	26	30	+4	

(7) 部室棟及び遊具の基本計画

1) 部室棟について

①規模・階数

- ア 約17㎡の部屋が10室及び約64㎡の中学生用（後期課程用）体育器具等の倉庫が1室あることから、現在活動している4部室はそのまま使用し、その他の部屋は小学生用（前期課程用）体育器具庫などとして利用します。
- イ 倉庫の規模は、権現堂川小学校、吉田小学校、八代小学校、東中学校にある体育器具等の収納量を調査した上で、適切な規模を確保します。
- ウ 部活動の種目が増えた場合には、倉庫を部室に転用することにより対応するものとします。
- エ 部活動や体育で使用する器具等を出し入れしやすいように階数は1階とします。
- オ 部室及び体育器具庫は、それぞれ校庭での使用頻度が高いものは北側に、体育館での使用頻度が高いものは南側に配置します。

②位置

- ア 部室棟の位置について、使用頻度、運動場や屋内運動場への動線、建築除却費用など様々な視点から検討した結果、部室棟は現在の位置のままとします。

2) 遊具について

①種類

遊具については、学習活動に必要となるものや、子どもたちの成長や体力の向上に寄与するもの、楽しみながら使用できるものとし、これまで設置されていなかった前期課程用の遊具を中心に学校と協議した上で新たに設置するものを検討します。

②既存遊具の再利用の可否

各小学校にある既存遊具について現地調査を行い、関係小・中学校及び遊具器具業者の意見を踏まえた上で、新設だけでなく再利用についても検討します。

(8) 関係法令や設置基準について

小学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十四号） 第8条

イ 校舎の面積

児童数	面積（平方メートル）	備考
1人以上 40人以下	500	
41人以上 480人以下	$500 + 5 \times (\text{児童数} - 40)$	$500 + 5(139 - 40) = 995$
481人以上	$2,700 + 3 \times (\text{児童数} - 480)$	

ロ 運動場の面積

児童数	面積（平方メートル）	備考
1人以上 240人以下	2,400	
241人以上 720人以下	$2,400 + 10 \times (\text{児童数} - 240)$	
721人以上	7,200	

中学校設置基準（平成十四年三月二十九日文部科学省令第十五号） 第8条

イ 校舎の面積

生徒数	面積（平方メートル）	備考
1人以上 40人以下	600	
41人以上 480人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$	$600 + 6(96 - 40) = 936$
481人以上	$3,240 + 4 \times (\text{児童数} - 480)$	

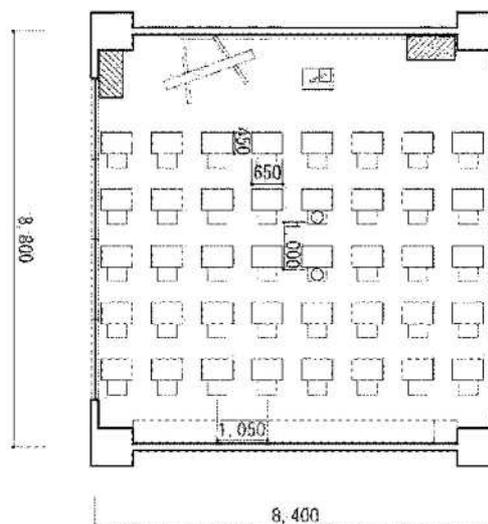
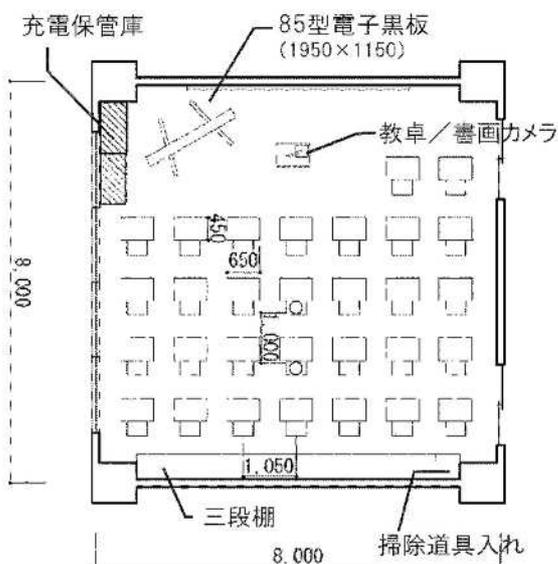
ロ 運動場の面積

生徒数	面積（平方メートル）	備考
1人以上 240人以下	3,600	
241人以上 720人以下	$3,600 + 10 \times (\text{生徒数} - 240)$	
721人以上	8,400	

教室レイアウト（例）（文部科学省資料より）

30人学級 64㎡

40人学級 74㎡



(9) 費用・契約方法について

①費用

一般的には、建物の建築費用に加え、設備（空調、LED 照明、太陽光発電システム、蓄電池システムなど）の導入、遊具設置など敷地内の整備の検討が必要となります。

その際、ゼロエネルギー建物や高度な ICT インフラを整備する場合には、より高額になると想定されます。

それらに加え、設計・施工監理費用など、事業内容により事業費用の合計は、それぞれ数千万円から数億円規模になります。

そのため、単年度の費用負担が過大とならないよう国庫補助金や有利な地方債の活用のほか、リース契約方式など様々な方法を検討します。

②契約方法

建築における契約方式は、市が分離分割発注する「従来方式」のほかに、下記ア～エのように民間が工事を発注する「PFI 方式」や、下記オ・カのように市が工事を発注する「DB・DBO 方式」が挙げられます。これらを含め、近年の物価高騰などの社会情勢の変化も考慮したうえで最適な方法を選択して事業を実施します。

ア BTO (Build-Transfer-Operate) 方式は、PFI 方式の一つで選定事業者が施設を設計・建設した後、公共部門に譲渡し、公共部門が施設を所有する一方、選定事業者が維持管理及び運営を行うものです。

イ BOT (Build-Operate-Transfer) 方式は、PFI 方式の一つで選定事業者が施設を設計・建設し、これを所有したまま、維持管理及び運営を行い、事業終了後に施設を公共部門に譲渡するものです。

ウ BOO (Build-Operate-Own) 方式は、PFI 方式の一つで選定事業者が施設を設計・建設し、これを所有したまま、維持管理及び運営を行い、事業終了時に、選定事業者が対象施設を解体・撤去するものです。

エ RO (Rehabilitate-Operate) 方式は、PFI 方式の一つで選定事業者が施設を改修し、管理運営するものです。

オ DB (Design-Build) 方式は、通常の公共事業として、民間事業者に設計・施工を一括して発注するものです。

カ DBO (Design-Build-Operate) 方式は、通常の公共事業として、市の施設の所有権を有したまま、民間事業者に設計、建設、維持管理等業務を一体的に発注するものです。

5 今後のスケジュール

令和9年4月1日の開校に向けて、以下の表7及び表8に基づいて今後の施設整備等を進めていきます。

表7 今後の実施内容（案）

年	月	内容
令和7年	1月～3月	設計契約
	4月～12月	設計業務委託
令和8年	1月～3月	工事契約
	4月～12月	校舎増築工事 既存校舎大規模改修工事設計・大規模改修工事
令和9年	1月～3月	引っ越し
	4月1日	幸手市立東小中学校 開校

表8 今後のスケジュール（案）

年度	2024(R6)	2025(R7)	2026(R8)	2027(R9)	2028(R10)
基本計画	9月～1月 				
設計		4月～12月 			
工事			4月～12月 		
引っ越し			1月～3月 		
開校				開校 	

6 その他

(1) スクールバスの停留所

スクールバスの運行に係る詳細については、今後、具体的に検討していくこととなりますが、スクールバス、自転車通学の生徒、徒歩通学の児童・生徒、さらには保護者の送迎などの動線にも配慮した上で、配置計画を検討していきます。

併せて、職員駐車場のほか、送迎車の一時駐車場などのスペースについても検討します。

(2) 放課後児童クラブ

放課後児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に保育を行う施設でありますので、令和9年4月1日の開校に向けて関係部署と連携を図り、その設置について検討していきます。

(3) プール

児童と生徒で身長差が大きいことから、義務教育学校の前期課程については、水泳授業を外部委託することを前提とします。

後期課程については、水泳授業の在り方について今後検討していきます。

幸手市立東小中学校校舎増築・
既存校舎整備等基本計画
(令和7年1月)

発行 幸手市

編集 教育部教育総務課

住所 〒340-0192 埼玉県幸手市東4-6-8

電話 0480-43-1111(代表)

